

平成 29 年 1 1 月

各 位

日本法科学技術学会
理事長 福島 弘文

賛助会員募集に関わる趣意書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本法科学技術学会の活動に対し格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本学会は法科学技術に関する学術の進歩発展、活発な学術交流の促進に寄与することを目的に、平成 7 年 12 月 12 日に「日本鑑識技術学会」として設立され、平成 17 年 2 月 1 日に「日本法科学技術学会」と名称変更され現在に至っております。この間、本学会は毎年学術集会を開催し、学術論文誌を年 3 号発行するなど、堅実な発展を遂げ、会員数も 1,600 人を超えております。

本学会の学術分野は、法生物、法薬毒物、法化学、法工学、法文書、法心理、現場鑑識などの広範囲な領域にわたっており、それぞれの分野での専門家の交流を深め、さらに幅広い先端技術の導入による法科学の発展に努めております。特に、会員の所属が、警察などの公的機関、大学、各種研究機関、企業などと多様化していることは、本学会が広く公正な立場で順調に発展している証であると自負しております。

現在、本学会の趣旨にご賛同いただいた 20 団体の方々が賛助会員となられており、学会活動にご支援いただいておりますが、今後の発展を図る目的で、さらなる賛助会員の募集をさせていただいております。本学会といたしましても、新たな賛助会員の皆様のご支援により一層の学術的発展を遂げ、社会に貢献する学会を目指して努力する所存でありますので、なにかとご多端の折、誠に恐縮に存じますが、本趣旨にご賛同いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

日本法科学技術学会賛助会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会則第6条に基づく賛助会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。年度途中での入会申し込みは年度当初からの入会とみなす。

(特典)

第3条 賛助会員は次の特典が得られる。

- 1 「日本法科学技術学会誌」(3回/年)の無料配布を受ける。(会費3口毎に1部)
- 2 各種行事への聴講参加は、口数に応じ正会員に準ずるものとする。(会費3口毎に1名)

(改定)

第4条 本規則の改廃は、理事会の議決により行う。

付則 本規則は、平成17年11月16日から施行する。